



出席説明員

区長	成澤廣修	子ども家庭部長	多田栄一郎
副区長	佐藤正子	都市計画部長	鵜沼秀之
副区長	加藤裕一	土木部長	小野光幸
教育長	丹羽恵玲奈	資源環境部長	木幡光伸
企画政策部長	新名幸男	施設管理部長	松永直樹
総務部長	竹田弘一	会計管理部長	宇民清
防災危機管理室長	榎戸研一	会計管理室長事務取扱	吉田大
区民部長	高橋征博	教育推進部長	吉田大
アカデミー推進部長	長塚隆史	監査事務局長	渡邊雄
地域包括ケア推進担当部長	矢島孝幸	総務課長	畑中貴史

事務局職員

事務局局長	佐久間康一	議事調査主査	菅波節子
議事調査主査	杉山大樹	議事調査担当	阿部隆也
議事調査主査	糸日谷友	議事調査担当	平尾和香

議事日程

日程第一	議案第七十一号	文京区役所組織条例の一部を改正する条例
日程第二	議案第七十二号	文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第三	議案第七十三号	文京区公告式条例等の一部を改正する条例
日程第四	議案第七十四号	文京区行政手続条例の一部を改正する条例
日程第五	議案第七十五号	文京区男女平等センター条例の一部を改正する条例
日程第六	議案第七十六号	文京区職員定数条例の一部を改正する条例
日程第七	議案第七十七号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程 第八	議案第七十八号	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程 第九	議案第七十九号	文京区特別区税条例及び文京区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
日程 第十	議案第八十号	文京区議会議員及び文京区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
日程 第十一	議案第九十二号	本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他工事請負契約
日程 第十二	議案第九十三号	本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他電気設備工事請負契約
日程 第十三	議案第九十四号	本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他機械設備工事請負契約
日程 第十四	議案第六十三号	令和七年度文京区一般会計補正予算
日程 第十五	議案第六十四号	令和七年度文京区国民健康保険特別会計補正予算
日程 第十六	議案第六十五号	令和七年度文京区介護保険特別会計補正予算
日程 第十七	議案第六十六号	令和七年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算
日程 第十八	議案第九十号	建物の取得について
日程 第十九	議案第九十六号	東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
日程 第二十	議案第八十一号	文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例
日程 第二十一	議案第八十二号	文京区こどもの権利に関する条例
日程 第二十二	議案第八十三号	文京区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
日程 第二十三	議案第八十四号	文京区子ども・子育て会議条例及び文京区立認定こども園条例の一部を改正する条例
日程 第二十四	議案第八十五号	文京区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例
日程 第二十五	議案第八十六号	文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
日程 第二十六	議案第八十七号	文京区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例
日程 第二十七	議案第八十八号	文京区立学校設置条例の一部を改正する条例
日程 第二十八	議案第八十九号	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程 第二十九	議案第九十五号	文京区立小日向台町小学校等改築に伴う仮園舎等整備工事請負契約
追加日程第三十	請願受理第六十二号	場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願
追加日程第三十一	請願受理第六十三号	文京区の公共事業に関し、随意契約を結ぶ際は確実に事後検証できるよう「書面」を以て丁寧に事実確認するよう求める請願
追加日程第三十二	請願受理第六十四号	大規模な自然災害に際し、文京区民がペットとともに安心・安全に避難できるような対策強化に向け

た調査・研究を求める請願

追加日程第三十三 請願受理第六十五号 新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害の救済を求める請願

追加日程第三十四 請願受理第六十六号 子どもたちにワクチン接種に係る情報提供を求める請願

追加日程第三十五 請願受理第六十七号 区民参画の充実・強化を通じて安心・安全を目指す「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討に向けた研究を求める請願

追加日程第三十六 請願受理第六十八号 都市計画道路「環状三号線」の区内延伸未整備区間は区として「廃止」に向け「対応」し、区民の理解を得るよう求める請願

追加日程第三十七 請願受理第六十九号 竹早公園の再整備にあたり、防災拠点機能の強化を求める請願

追加日程第三十八 請願受理第七十号 オーガニック給食の実現を求める請願

追加日程第三十九 請願受理第七十一号 文京区議会委員会の会議録（速報版）の公開が大幅に遅れる場合、区民に適宜適切に説明するよう求める請願

午後二時開議

○議長（市村やすとし）

ただいまから、本日の会議を開きます。

令和八年三月四日

文京区長 成澤 廣 修

○議長（市村やすとし） まず、本日の会議録署名人の指名を行います。

す。

本件は、会議規則に基づき、議長において、

四 番 宮 野 ゆみこ 議員

二十二番 名 取 顕 一 議員

を指名いたします。

文京区議会議長 市 村 やすとし 様

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した和解及び損害賠償額の決定に関する報告について

このことについて、地方自治法第八十条第二項の規定により、下記のとおり報告します。

記

和解及び損害賠償額の決定について

○議長（市村やすとし） この際、書記より、諸般の報告をいたします。

〔議事調査主査朗読〕

二〇二五文総総一九二五号

物損事故	件名	決定年月日	和解の内容	損害賠償額	相手方
道路課所管の小型トラックによる	令和八年二月四日	区の被害者に対する損害賠償	九万二千六百二十円	本件事故の被害者	

二〇二五文監第一九九号  
令和八年二月二十六日

文京区監査委員 渡部 敏明  
同 松本 理恵子  
同 岡崎 義顯

文京区議会議長 市村 やすとし 様

令和七年度一月分例月出納検査結果の報告について（提出）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十五条の二第一項の規定による例月出納検査結果の報告を、同条第三項の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 一 検査の対象 会計管理者所管の一般会計及び特別会計に属する令和七年度一月分の現金の出納及び保管状況
- 二 検査年月日 令和八年二月二十五日、二十六日
- 三 検査の結果
  - (1) 現金出納状況及び現金保管状況については、別紙「現金出納保管表」とおり相違ありません。
  - (2) 収支の計数については、別紙「歳入計算表」及び「歳出計算表」とおり相違ありません。

〔別紙省略〕

日程第一から第十七までの十七件を一括して議題といたします。  
〔議事調査主査朗読〕

日程第一 議案第七十一号 文京区役所組織条例の一部を改正する条例

日程第二 議案第七十二号 文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第三 議案第七十三号 文京区公告式条例等の一部を改正する条例

日程第四 議案第七十四号 文京区行政手続条例の一部を改正する条例

日程第五 議案第七十五号 文京区男女平等センター条例の一部を改正する条例

日程第六 議案第七十六号 文京区職員定数条例の一部を改正する条例

日程第七 議案第七十七号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第八 議案第七十八号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第九 議案第七十九号 文京区特別区税条例及び文京区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

日程第十 議案第八十号 文京区議会議員及び文京区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

日程第十一 議案第九十二号 本駒込地域センター外壁及び屋上防水

○議長（市村やすとし） 次に、日程の追加について申し上げます。  
資料、議事日程・追加議事日程のとおり、十件を本日の日程に追加いたします。

○議長（市村やすとし） これより、日程に入ります。

改修その他工事請負契約

日程第十二 議案第九十三号 本駒込地域センター外壁及び屋上防水

改修その他電気設備工事請負契約

日程第十三 議案第九十四号 本駒込地域センター外壁及び屋上防水

改修その他機械設備工事請負契約

日程第十四 議案第六十三号 令和七年度文京区一般会計補正予算

日程第十五 議案第六十四号 令和七年度文京区国民健康保険特別会

計補正予算

日程第十六 議案第六十五号 令和七年度文京区介護保険特別会計補

正予算

日程第十七 議案第六十六号 令和七年度文京区後期高齢者医療特別

会計補正予算

○議長（市村やすとし） 本案に関し、総務区民委員会委員長の報告を求めます。

〔総務区民委員会委員長「議長、二十三番」と発言を求めむ。〕

○議長（市村やすとし） 総務区民委員会委員長白石英行議員。

〔総務区民委員会委員長白石英行議員登壇〕

○総務区民委員会委員長（白石英行） ただいま議題となりました議案第七十一号から第八十号まで及び第九十二号から第九十四号まで並びに第六十三号から第六十六号までの十七議案につきまして、総務区民委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、二月二十七日及び三月二日に開会し、議案の審査に当たりました。

まず、議案の概要を申し上げます。

議案第七十一号は、文京区役所組織条例の一部を改正する条例です。

本案は、行政組織を再編するものです。

議案第七十二号は、文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、報酬の額を改定するほか、規定を整備するものです。

議案第七十三号は、文京区公告式条例等の一部を改正する条例です。

本案は、条例等の公布の方法等を見直すほか、規定を整備するものです。

議案第七十四号は、文京区行政手続条例の一部を改正する条例です。

本案は、行政手続法の一部改正に伴い、聴聞等の通知の方式を見直すほか、規定を整備するものです。

議案第七十五号は、文京区男女平等センター条例の一部を改正する条例です。

本案は、男女平等センターの改修に伴い、使用料を改定するものです。

議案第七十六号は、文京区職員定数条例の一部を改正する条例です。

本案は、職員配置の見直しに伴い、職員の定数を改めるものです。

議案第七十七号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、特別区人事委員会の勧告に伴い、職員の給与を改定するほか、規定を整備するものです。

議案第七十八号は、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、職員等の旅費制度の見直しに伴い、規定を整備するものです。

なお、議案第七十三号並びに第七十七号及び第七十八号につきましては、地方公務員法第五条第二項の規定により、あらかじめ特別区人

事委員会の意見を聴取し、異議ない旨の意見を得て、本委員会に付託されたものです。

議案第七十九号は、文京区特別区税条例及び文京区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、公示送達に係る規定等を整備するものです。

議案第八十号は、文京区議会議員及び文京区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正により、衆議院議員と参議院議員の選挙における選挙運動の公費負担額が引き上げられたことに伴い、区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担額を引き上げるものです。

議案第九十二号は、事件案で、本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他工事請負契約です。

本案は、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金二億二千五百七十五万三千円、契約の相手方は、東京都文京区本駒込二丁目十九番三号、トリヤマ株式会社、代表取締役役員山幸得太です。

議案第九十三号は、事件案で、本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他電気設備工事請負契約です。

本案は、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金一億八千五百五十万円、契約の相手方は、東京都文京区千石四丁目十六番二号、宝電設工業株式会社、代表取締役横田正寿です。

議案第九十四号は、事件案で、本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他機械設備工事請負契約です。

本案は、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金四億二千五百四十二万二千円、契約の相手方は、精研・日管・にがた建設共同企業体です。

議案第六十三号は、令和七年度文京区一般会計補正予算で、十七億二千三百九十三万七千円を更正する、本年度第五回の補正予算です。

それでは、予算総則第一条、歳入歳出予算の補正について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳入については、実績見込みにより、特別区税、特別区交付金等を追加するとともに、繰入金、特別区債等を更正するものです。

次に、歳出について申し上げます。

まず、事業費は、ふるさと納税関係経費、障害児通所支援等事業費、私立保育園施設整備補助等を追加するほか、児童手当、最高裁判所本駒込宿舍跡地高齢者施設等準備経費、スポーツ施設管理運営費等を更正するものです。

そのほか、今後の公共施設整備に備え、区民施設整備基金及び学校施設建設整備基金への積立てを行うものです。

また、給与関係経費については、実績見込みによる退職手当の追加及び現員現給差の補正に伴う職員給与費の更正等を行うものです。

以上により、一般会計の総額は、一千六百九十一億四千五百二十九千円となります。

次に、予算総則第二条は繰越明許費で、戸籍事務について、事業に要する経費を翌年度に繰り越すものです。

次に、予算総則第三条は、債務負担行為の補正です。

シビックセンターシステム天井照明改修工事等について、限度額を変更するものです。

次に、議案第六十四号は、令和七年度文京区国民健康保険特別会計

補正予算で、三億七十八万八千円を更正する、本年度第二回の補正予算です。

それでは、予算総則第一条、歳入歳出予算の補正について、その概要を御説明申し上げます。

歳入については、国庫支出金、繰入金等を追加するほか、国民健康保険料等を更正するものです。

また、歳出は、保険給付費、国民健康保険事業費納付金等を更正するものです。

これにより、国民健康保険特別会計の総額は、二百十億五千九百七十七万二千円となります。

次に、議案第六十五号は、令和七年度文京区介護保険特別会計補正予算で、七億三千三百七十一万八千円を更正する、本年度第二回の補正予算です。

それでは、予算総則第一条、歳入歳出予算の補正について、その概要を御説明申し上げます。

歳入については、保険料等を追加するほか、国庫支出金、繰入金等を更正するものです。

歳出は、基金積立金を追加するほか、保険給付費等の更正を行うものです。

これにより、介護保険特別会計の総額は、百七十六億六千三千九百三十九円となります。

次に、議案第六十六号は、令和七年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算で、三億八千八百四十六万六千円を追加する、本年度第二回の補正予算です。

それでは、予算総則第一条、歳入歳出予算の補正について、その概要を御説明申し上げます。

歳入については、後期高齢者医療保険料等を追加するほか、繰入金を更正するものです。

歳出は、広域連合納付金等を追加するほか、総務費を更正するものです。

これにより、後期高齢者医療特別会計の総額は、六十八億八千七百四十万八千円となります。

以上のとおり提案され、審査いたしました結果、議案第七十一号から第八十号まで及び第九十二号から第九十四号まで並びに第六十三号から第六十六号までの十七議案につきましては、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

しかしながら、この決定に際し、日本共産党委員より、議案第七十二号及び第七十九号並びに第六十三号から第六十六号までについて、反対する旨の意見が開陳されました。

以上をもちまして、総務区民委員会の報告を終わります。  
御清聴、ありがとうございました。

○議長（市村やすとし） 以上をもって、総務区民委員会委員長の報告は終わりました。

議案第七十一号から第八十号まで及び第九十二号から第九十四号まで並びに第六十三号から第六十六号までの十七議案につきましては、それぞれ起立により採決いたします。

なお、この十七議案に対する総務区民委員会審査報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。  
議案第七十一号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第七十

一号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第七十二号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 起立多数と認めます。よって、議案第七十

二号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第七十三号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第七十

三号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第七十四号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第七十

四号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第七十五号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第七十

五号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第七十六号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第七十

六号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第七十七号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第七十

七号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第七十八号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第七十

八号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第七十九号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 起立多数と認めます。よって、議案第七十

九号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第八十号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第八十

号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第九十二号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第九十

二号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第九十三号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第九十

三号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第九十四号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第九十

四号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第六十三号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 起立多数と認めます。よって、議案第六十

三号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第六十四号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 起立多数と認めます。よって、議案第六十

四号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第六十五号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 起立多数と認めます。よって、議案第六十

五号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第六十六号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 起立多数と認めます。よって、議案第六十

六号は、原案のとおり可決と決しました。

○議長（市村やすとし） 次に、日程第十八及び第十九の二件を一括

して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第十八 議案第九十号 建物の取得について

日程第十九 議案第九十六号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の

変更に関する協議について

○議長（市村やすとし） 本案に関し、厚生委員会副委員長の報告を

求めます。

〔厚生委員会副委員長「議長、二十四番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 厚生委員会副委員長松丸昌史議員。

〔厚生委員会副委員長松丸昌史議員登壇〕

○厚生委員会副委員長（松丸昌史） ただいま議題となりました議案

第九十号及び第九十六号の二議案につきまして、厚生委員会における

審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、二月二十四日に開会し、議案の審査に当たりました。

まず、議案の概要を申し上げます。

議案第九十号は、事件案で、建物の取得についてです。

本案は、区内介護施設改築等工事期間中の代替用建物を取得するも

のです。

取得価格は、金一億一千三百万円、相手方は、五十嵐増太郎及び五

十嵐泰子です。

次に、議案第九十六号は、事件案で、東京都後期高齢者医療広域連

合規約の変更に関する協議についてです。

本案は、東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更

するため、規約の一部を変更するものです。

以上のとおり提案され、審査いたしました結果、議案第九十号及び

第九十六号の二議案につきましては、いずれも原案どおり可決すべき

ものと決定いたしました。

以上をもちまして、厚生委員会の報告を終わります。

御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（市村やすとし） 以上をもって、厚生委員会副委員長の報告

は終わりました。

議案第九十号及び第九十六号の二議案につきましては、それぞれ起

立により採決いたします。

なお、この二議案に対する厚生委員会審査報告は、原案可決であり

ます。

お諮りいたします。

議案第九十号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第九十

号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第九十六号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第九十

六号は、原案のとおり可決と決しました。

○議長（市村やすとし） 次に、日程第二十を議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第二十 議案第八十一号 文京区建設事務手数料条例の一部を改

正する条例

○議長（市村やすとし） 本案に関し、建設委員会委員長の報告を求

めます。

〔建設委員会委員長「議長、三番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 建設委員会委員長松平雄一郎議員。

〔建設委員会委員長松平雄一郎議員登壇〕

○建設委員会委員長（松平雄一郎） ただいま議題となりました議案

第八十一号につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を

御報告申し上げます。

本委員会は、二月二十六日に開会し、議案の審査に当たりました。

まず、議案の概要を申し上げます。

議案第八十一号は、文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条

例です。

本案は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

以上のとおり提案され、審査いたしました結果、議案第八十一号につきましては、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

しかしながら、この決定に際し、日本共産党委員より、反対する旨の意見が開陳されました。

以上をもちまして、建設委員会の報告を終わります。

御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（市村やすとし） 以上をもって、建設委員会委員長の報告は終わりました。

議案第八十一号につきましては、起立により採決いたします。

なお、この議案に対する建設委員会審査報告は、原案可決であります。お諮りいたします。

議案第八十一号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 起立多数と認めます。よって、議案第八十

一号は、原案のとおり可決と決しました。

○議長（市村やすとし） 次に、日程第二十一から第二十九までの九

件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第二十一 議案第八十二号 文京区こどもの権利に関する条例

日程第二十二 議案第八十三号 文京区子どもの医療費の助成に関する

条例の一部を改正する条例

日程第二十三 議案第八十四号 文京区子ども・子育て会議条例及び文

京区立認定こども園条例の一部を改正する条例

議案第八十二号は、文京区こどもの権利に関する条例で、新規制定です。

日程第二十四 議案第八十五号  
文京区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例

本案は、文京区におけるこどもの権利に関する基本理念その他基本的事項について定めるものです。

日程第二十五 議案第八十六号  
文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

次に、議案第八十三号は、文京区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例です。

日程第二十六 議案第八十七号  
文京区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

本案は、医療費の助成の範囲を拡大するほか、規定を整備するものです。

日程第二十七 議案第八十八号  
文京区立学校設置条例の一部を改正する条例

次に、議案第八十四号は、文京区子ども・子育て会議条例及び文京区立認定こども園条例の一部を改正する条例です。

日程第二十八 議案第八十九号  
幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、こども基本法の基本理念を踏まえ、「こども」の表記に係る規定を整備するものです。

日程第二十九 議案第九十五号  
文京区立小日向台町小学校等改築に伴う仮園舎等整備工事請負契約

次に、議案第八十五号は、文京区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例で、新規制定です。

○議長（市村やすとし） 本案に関し、文教委員会委員長の報告を求めます。  
〔文教委員会委員長「議長、二十六番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 文教委員会委員長上田ゆきこ議員。

○文教委員会委員長（上田ゆきこ） ただいま議題となりました議案第八十二号から第八十九号まで及び第九十五号の九議案につきまして、

文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、二月二十五日に開会し、議案の審査に当たりました。まず、議案の概要を申し上げます。

次に、議案第八十七号は、文京区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例です。

本案は、子ども家庭支援センターの名称を変更するとともに、事業の追加に係る規定等を整備するものです。

次に、議案第八十八号は、文京区立学校設置条例の一部を改正する条例です。

本案は、区立後楽幼稚園の所在地を変更するものです。

次に、議案第八十九号は、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に係る規定を整備するものです。

なお、議案第八十九号につきましては、地方公務員法第五条第二項の規定により、あらかじめ特別区人事委員会の意見を聴取し、異議ない旨の回答を得て、本委員会に付託されたものです。

次に、議案第九十五号は、事件案で、文京区立小日向台町小学校等改築に伴う仮園舎等整備工事請負契約です。

本案は、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金三億二百五十万円、契約の相手方は、東京都文京区千石四丁目二十六番十九号、株式会社リン・ドス、代表取締役東海林諭です。

以上のとおり提案され、審査いたしました結果、議案第八十二号から第八十九号まで及び第九十五号の九議案につきましては、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

しかしながら、この決定に際し、日本共産党委員より、議案第八十五号、第八十六号及び第八十七号について、反対する旨の意見が開陳されました。

以上をもちまして、文教委員会の報告を終わります。

御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（市村やすとし） 以上をもって、文教委員会委員長の報告は終わりました。

議案第八十二号から第八十九号まで及び第九十五号の九議案につきましては、起立により採決いたします。

なお、この九議案に対する文教委員会審査報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

議案第八十二号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第八十二号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第八十三号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第八十三号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第八十四号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第八十四号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第八十五号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第八十五号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第八十六号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 起立多数と認めます。よって、議案第八十六号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第八十七号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 起立多数と認めます。よって、議案第八十七号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第八十八号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 起立多数と認めます。よって、議案第八十八号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第八十九号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 起立多数と認めます。よって、議案第八十九号は、原案のとおり可決と決しました。

七号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第八十八号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第八十

八号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第八十九号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第八十

九号は、原案のとおり可決と決しました。

次に、議案第九十五号について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市村やすとし） 全員起立と認めます。よって、議案第九十

五号は、原案のとおり可決と決しました。

○議長（市村やすとし） 次に、追加日程第三十から第三十九までの

十件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

追加日程第三十 請願受理第六十二号 場外馬券売り場（後楽園オフト）

の撤去を求める請願

追加日程第三十一 請願受理第六十三号 文京区の公共事業に関し、随意

契約を結ぶ際は確実に事後検証

できるよう「書面」を以て丁寧

に事実確認するよう求める請願

追加日程第三十二 請願受理第六十四号

大規模な自然災害に際し、文京

区民がペットとともに安心・安

全に避難できるような対策強化

に向けた調査・研究を求める請願

追加日程第三十三 請願受理第六十五号

新型コロナウイルスワクチン接種による

追加日程第三十四 請願受理第六十六号

健康被害の救済を求める請願

追加日程第三十五 請願受理第六十七号

子どもたちにワクチン接種に係

る情報提供を求める請願

区民参画の充実・強化を通じて

追加日程第三十六 請願受理第六十八号

安心・安全を目指す「文の京」

まちづくり基本条例（仮称）の

検討に向けた研究を求める請願

追加日程第三十七 請願受理第六十九号

都市計画道路「環状三号線」の

追加日程第三十八 請願受理第七十号

区内延伸未整備区間は区として

追加日程第三十九 請願受理第七十一号

「廃止」に向け「対応」し、区

民の理解を得るよう求める請願

竹早公園の再整備にあたり、防

災拠点機能の強化を求める請願

追加日程第三十 請願受理第七十一号 文京区議会委員会の会議録（速

報版）の公開が大幅に遅れる場

合、区民に適宜適切に説明する

よう求める請願

○議長（市村やすとし） 本件に関し、それぞれの委員会から請願審

査報告書が提出されておりますので、書記より朗読いたします。

〔議事調査主査朗読〕

令和八年三月四日

文京区議会議長 市村 やすとし 様  
総務区民委員会委員長 白石 英行

総務区民委員会請願審査報告書

令和八年二月九日、本委員会に付託された請願については、三月二日審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

一 請願受理第六十二号

・件 名 場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める請願  
・請願者 文京区本駒込五丁目十五番十二号  
新日本婦人の会文京支部

支部長 小竹 絃子

・審査の結果 不採択  
・意 見 趣旨に沿い難い。

二 請願受理第六十三号

・件 名 文京区の公共事業に関し、随意契約を結ぶ際は確実に事後検証できるように「書面」を以て丁寧に事実確認するように求める請願

・請願者 文京区千石四丁目三十五番十六号  
「文の京」Future Design Initiative

屋和田 珠里

・審査の結果 不採択  
・意 見 趣旨に沿い難い。

三 請願受理第六十四号

・件 名 大規模な自然災害に際し、文京区民がペットとともに安心・安全に避難できるような対策強化に向けた調査・研究を求める請願

・請願者 文京区千石四丁目三十五番十六号

「文の京」Future Design Initiative

屋和田 珠里

・審査の結果 不採択  
・意 見 趣旨に沿い難い。

令和八年三月四日

文京区議会議長 市村 やすとし 様  
厚生委員会委員長 のぐち けんたろう

厚生委員会請願審査報告書

令和八年二月九日、本委員会に付託された請願については、二月二十四日審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

一 請願受理第六十五号

・件 名 新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害の救済を求める請願

・請願者

・

・審査の結果 不採択

・意 見 趣旨に沿い難い。

二 請願受理第六十六号

- ・件 名 子どもたちにワクチン接種に係る情報提供を求める請願
- ・請願者 . . . . .
- ・審査の結果 不採択
- ・意 見 趣旨に沿い難い。

令和八年三月四日

建設委員会委員長 松平 雄一郎

文京区議会議長 市村 やすとし 様

建設委員会請願審査報告書

令和八年二月九日、本委員会に付託された請願については、二月二十六日審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

一 請願受理第六十七号

- ・件 名 区民参画の充実・強化を通じて安心・安全を目指す「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討に向けた研究を求める請願
- ・請願者 文京区千石四丁目三十五番十六号  
政治団体 みんなでみんなのまちづくり  
代表 屋和田 珠里
- ・審査の結果 不採択
- ・意 見 趣旨に沿い難い。

二 請願受理第六十八号

- ・件 名 都市計画道路「環状三号線」の区内延伸未整備区間は区として「廃止」に向け「対応」し、区民の理解を得よう求める請願
- ・請願者 文京区千石四丁目三十五番十六号  
「文の京」Future Design Initiative
- ・審査の結果 不採択
- ・意 見 趣旨に沿い難い。

令和八年三月四日

屋和田 珠里

三 請願受理第六十九号

- ・件 名 竹早公園の再整備にあたり、防災拠点機能の強化を求める請願
- ・請願者 文京区千石四丁目三十五番十六号  
「文の京」Future Design Initiative
- ・審査の結果 不採択
- ・意 見 趣旨に沿い難い。

令和八年三月四日

文教委員会委員長 上田 ゆきこ

文京区議会議長 市村 やすとし 様

文教委員会請願審査報告書

令和八年二月九日、本委員会に付託された請願については、二月二十五日審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

一 請願受理第七十号

- ・件名 オーガニック給食の実現を求める請願
- ・請願者

・審査の結果 不採択

- ・意見 趣旨に沿い難い。

令和八年三月四日

議会運営委員会委員長 名取 頤一

文京区議会議員 市村 やすとし 様

議会運営委員会請願審査報告書

令和八年二月九日、本委員会に付託された請願については、二月二十日審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

一 請願受理第七十一号

- ・件名 文京区議会委員会の会議録（速報版）の公開が大幅に遅れる場合、区民に適宜適切に説明するよう求める請願

- ・請願者 文京区千石四丁目三十五番十六号

「文の京」Future Design Initiative  
a t t i v e

屋和田 珠 里

- ・審査の結果 不採択
- ・意見 趣旨に沿い難い。

○議長（市村やすとし） これより、追加日程第三十から第三十九までの十請願を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本件は、いずれも委員会の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（市村やすとし） 御異議なしと認めます。よって、本件は、いずれも委員会の報告のとおり決しました。

○議長（市村やすとし） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、追って御通知申し上げます。本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十九分散会